

保育所入所に関する同意書

確認項目	(確認終了後、右欄の□にチェックをお願いします)	チェック欄
1	実際とは異なる内容で申込みをした場合は、調査の上内定を取消しとし、入所後に明らかになったときは保育の実施を解除（退所）します。	□
2	申込み後、御家庭の状況に変更があった場合（就労日数・時間が減った、妊娠により産休・育休取得予定がある等）は、必ず御連絡ください。 <u>変更後の内容が入所時と大きく異なる場合、入所の解除（退所）の措置を取ることがあります。</u>	□
3	申込みの理由（意思）がなくなった場合は、すぐに御連絡の上、「保育所入所申込取下書」を提出してください。	□
4	月の途中で退所しても1か月分の保護者負担金を納めていただきます。（一部例外あり）	□
5	<u>保育料の滞納がある場合には、保育所等入所の解除（退所）の措置を取ることがあります。</u>	□
6	入所日前日までに面接・健康診断を受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しになる場合があります。	□
7	「就労」要件での利用の基準は、「月64時間以上就労している状態」です。この基準は申込み時だけでなく、入所中も変わりません。	□
8	出産前後の要件での保育の実施期間は、原則として出産前であれば出産予定月の前々月からとなり、出産後であれば出産月の翌々月までとなります。出産月から2か月を経過した後も継続して入所する場合には、就労を開始するなど、保育の実施基準を満たす別の要件が必要となります。	□
9	疾患やアレルギー等がある場合、安全な保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、主治医の意見書や診断書などを提出していただくことがあります。	□
10	保育所入所後、長期（1か月以上）欠席の場合は、児童本人の入院等の特別な理由を除き、原則退所となります。また、その期間中も保育料は納めていただきます。	□
11	保育料を算定するための税関係書類を期限内に提出していただけない場合は、該当する年齢の最高額で保育料を決定いたします。	□
12	保育料は、世帯の税額により算定いたします。離婚後も子と同居している場合や、別居していても戸籍上子の親権者である場合は、父母の税額を合算の上保育料を算定いたします。また、父母の所得の状況に応じて、同居している祖父母等の税額を合算し保育料を算定することがあります。	□
13	保育の実施及び保育料算定のため、村が保有する住民基本台帳の情報や健診結果及び課税情報を確認させていただくことがあります。	□
14	入所のしおりの内容について確認し、了承してからお申し込みください。	□

東海村長 あて 保育所等入所申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄) 同意年月日 平成 年 月 日

保護者（父）氏名 _____ (印)

保護者（母）氏名 _____ (印)

児 童 氏 名 _____

保育所入所に関する確認票

I. 保育所に入所できない場合の家庭における保育対応について、あてはまる項目に○をしてください。

- 1 育児休暇等の期間延長により、保護者が自宅で保育する。
(延長可能期間：平成 年 月 日まで)
- 2 同居している家族等が保育する。(父・母・祖父・祖母・その他 ())
- 3 村内・近隣市町村にすむ家族等が保育する。(父・母・祖父・祖母・その他 ())
- 4 現在通っている保育施設等に引き続き通う。(施設名：)
- 5 認可外保育施設や幼稚園等の施設を利用する。(施設名：)
- 6 その他 ()

II. 児童2人以上で申込みの場合、希望する項目に○をしてください。

- 1 同じ保育所で同時期の入所のみを希望する。
- 2 入所時期も保育所も別々でよい。
- 3 入所時期は別々でも、同じ保育所を希望する。
- 4 保育所は別々でも、同じ入所時期を希望する。
- 5 その他の希望 ()

【注】項目2・3を選択した場合、保育所の空き状況によっては、兄弟のうち一人だけが先に入所内定となることがあります。その場合、内定した子の保育所入所には、保護者が就労していることやその他の入所要件を満たすことが必要となります。